

第三者評価結果

事業所名：マジオたんぽぽ保育園溝のロルूम

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント>	
●法人で理念・基本方針を定め、法人系列園で統一して理念・基本方針に沿って保育を実施しています。理念等は、ホームページ、入園のしおり、重要事項説明書、パンフレット等に明示し、事務所内に掲示しています。小規模認可保育園の特性を生かし、理念・基本方針に沿い、子ども一人ひとりを大切に保育を心がけています。保護者には、入園前説明会や保護者懇談会等で説明を行い、園のパンフレットを区役所に設置して地域にも周知しています。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント>	
●法人保育事業部で厚生労働省等の最新情報の入手に努め、地域の福祉計画についても都道府県白書等の分析を行っています。さらに、子どもの出生の状況、都道府県及び都道府県内の市区町村の人口動態、他園の運営状況等を分析するようにしています。施設長は、川崎市高津区の園長会から得た地域の情報を法人保育事業部に伝え、得た情報と経営状況を基に保育コストの分析に活用しています。また、毎月開催のグループ園長会議で各園の立地環境等を具体的に把握しています。	
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
<コメント>	
●法人保育事業部として、経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析に基づき、具体的な課題や問題点を明らかにし、グループ園長会議で把握しています。経営課題や問題点は、法人本部で開催される職制ミーティングで議論し、役員にも周知して組織全体で取り組んでいます。それらの内容は、職員会議で職員に周知していますが、今後、具体的な運営課題が発生した際等、担当者を決め、課題の解決・改善に向けて園全体で取り組んで行かれることを期待します。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント>	
●法人で令和3年～5年の中・長期計画を策定し、グループ園長会議の場で収支、ビジョン、経営課題等を話し合い、共有化を図っています。しかし、法人の中・長期計画は、文章で作成されている段階で具体的に各項目を細分化して工程管理には至っておらず、法人の中・長期計画をマジオたんぽぽ保育園溝のロルूमの中・長期計画として、内容を解決に向けた年度ごとの具体的な内容に落とし込み、工程管理ができるよう工夫していかれることが期待されます。	

<p>【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p>	b
---	---

<コメント>

●単年度の計画は、中・長期計画の内容を今年度事業計画に落とし込んだ計画、行事計画、指導計画から策定しています。計画は、上期・下期に分けた半期計画とし、中・長期計画を反映して作成し、4半期ごとに評価・反省を振り返っています。また、グループ園長会議や職制ミーティングで半期の反省、目標達成度の確認を行い、中・長期計画を踏まえた次期の目標設定を行っています。単年度計画は、今年度事業計画に落とし込んだ計画については、各実施項目の工程管理と評価・反省を行っていかれることを期待いたします。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

<p>【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	b
--	---

<コメント>

●中・長期計画の内容を今年度事業計画に落とし込んだ計画、今年度の指導計画、行事計画があり、共に評価、見直しプロセスがあります。事業計画は、職員ミーティング等で職員と共有を図り、事業計画が遂行されているか日々の保育の中で確認しています。4半期ごとに振り返り、見直しが必要な場合は法人保育事業部と連携して対応しています。事業計画の策定にあたり、今後、職員等の積極的な参画を期待します。

<p>【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。</p>	b
--	---

<コメント>

●事業計画の主な内容は、年間予定表とし、具体的な行事計画につなげ、行事への協力・参加を促進するため、入園説明会時や保護者懇談会で周知しています。また、行事が近くなった時期に園だより等で保護者に伝えています。今後、園では年間行事計画等をUSB等で保護者と共有することを検討予定であり、保護者等がより理解しやすく、興味を持てるよう、さらなる保護者との情報共有、連携を期待いたします。

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

<p>(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p> <p>【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	<p>第三者評価結果</p> <p style="background-color: yellow;">b</p>
--	---

<コメント>

●マジオたんぼ保育園グループでは、月2回0JTを行い、保育の質の向上を目指し、自己評価は年2回行い、フィードバックし、今回初めて第三者評価を受審することにより、保育の質向上につなげます。指導計画は、日案、週案、月間、年間に評価・反省欄に記入して保育の内容の見直しを図り、翌月・翌週の保育に反映させています。職員の自己評価、園長との面談(年4回)により、保育の質の向上に向けて計画的に研鑽を図っています。今後、法人と一体的に継続して保育の質の向上の研鑽に取り組んでいかれることを期待いたします。

<p>【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	b
--	---

<コメント>

●評価結果に基づき、保育所として取り組むべき課題を明確にし、職員会議の議題に上げて解決策(案)を検討し、改善につなげています。指導計画の評価・反省については、職員間で共有し、次期計画に組み入れて展開しています。行事については都度、反省及び振り返りを行い、次年度以降に生かしています。改善例では、登園時の早番職員で申し送りに漏れがないよう、担任とおやつ時間に連携を図ることを決定し、実行しています。基本的な改善策や改善計画を策定する必要がある事柄については、仕組みを決めて対応されることを期待します。

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント>	
●職務分掌表があり、明確に文書化されています。役割・責任については、職員会議などで表明しています。施設長は、職員会議で園の運営・管理に関する方針を明確にし、保育方針・保育目標を示しています。職務分掌表はファイルに保管されいつでも職員は閲覧できます。平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任及び不在時の権限委任等を含め「マジオたんぼ保育園運営規程」に明確に示しています。	
【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント>	
●施設長は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針、関係法令を理解し、必要に応じて法律を熟読しています。さらに、パワハラ・セクハラ研修、マネージメント研修を受講し、知識の向上を心がけています。また、グループ園長会議の中で経営に関する勉強会を行っています。就業規則には、守るべき法・規範・倫理を明記し、職員に周知しています。	
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント>	
●施設長は、各職員の担当分野の把握や各帳票類の確認、指導・助言、行事等の進捗状況の確認等、個々の職員の業務状況を把握し、園運営が有効に機能するよう努めています。また、週案・月案への評価・反省について定期的、継続的に評価・分析を行い、気になる点を補記する等、指導力を発揮しています。施設長は、各職員の精神的ストレスや健康状態等を気遣い、業務を遂行できるよう配慮しています。職員面談では施設長に相談しやすいという意見も聞け、良好な関係が確認できました。研修の参加機会では、キャリアアップ研修の資料等を回覧し、職員ミーティングで知識を共有し、今後、エビペンの使用方法や児童虐待等の研修について計画予定であり、保育の質の向上について教育・研修の充実に努めています。	
【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<コメント>	
●日常業務の効率化については、ICT化を進め、保護者との情報連携も期待できます。既に保護者にもICT化が浸透しており、好評を得ています。施設長は、保育ICTシステムと「手ぶら保育」の実効性を高めるよう、具体的な活動及び体制を構築し、施設長もその活動に積極的に参画して推進しています。経営の改善や業務の実効性の向上に関しては、人事、労務、財務等を踏まえた分析は法人が行っており、法人系列園での経営の改善に向けた情報共有もさらに積極的に検討されるよう期待いたします。	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<コメント>	
●法人の求める職員像は、「新入社員マニュアル」に明記され、必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立しています。保育士・調理師等の人員体制については、基本的な考え方で運営されており、人材確保については、法人保育事業部運営管理課が中心となって取り組んでいます。園の要望は「人事評価」で来年の人材予測を法人に伝えています。法人では人材確保に向けて「働き方改革」を進め、職員によるアンケートで年間休日をも105日から120日に増加し、また、1日8.5時間の就業時間を8時間と変更しています。また、保育士フェアに参加し、人材確保に向けた努力を行っています。今後も、福祉人材の確保・育成について、継続した取り組みが期待されます。	

【15】 II-2-(1)-②
総合的な人事管理が行われている。

b

<コメント>

●法人は、保育事業開始から職員が働きやすくなる為に、少しずつ就業規則を変更しつつ取り組んでいます。各職員の成果や貢献度は、法人と連携してキャリアアップ研修の受講等を考慮して下期の人事評価を行い、「賃金規程」には職務手当を明確にしています。今後、「期待する職員像」を階層別に明文化し、人事考課に連動させ、昇給、昇進に反映する体制を整えた上で採用、配置、異動、昇進、昇格の基準を明確に定め、高い透明性の下、全職員に周知していかれることを期待いたします。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

【16】 II-2-(2)-①
職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

b

<コメント>

●法人で職員の就業状況や意向の把握、給料、有給休暇の管理、人事異動、昇進等、労務管理に関する責任体制を明確にしています。ICTの導入により職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認する等、職員の就業状況を把握しています。施設長は、年2回、職員面談を実施して主任と共に職員の心身のサポートを行い、法人にも面談結果を伝えています。当園は、職員の間関係も良好で、ICT化による業務の簡素化等、働きやすい職場作りに取り組んでいます。福利厚生としては、健康診断、インフルエンザ予防接種補助、家賃補助、博物館入場券の割引等の福利厚生の充実を図り、職員の心身の健康と安全の確保に努めています。来年以降は、法人系列園間での異動も計画しているようですが、新規職員等の規律・人材確保・定着についての施策検討を期待いたします。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

【17】 II-2-(3)-①
職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

<コメント>

●組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みについて、年2回自己評価を行い、達成度については職員面談により進捗状況の確認を行い、方向性を明確にしています。人事評価シートは、保育士、調理師、園長等のあるべき姿が記載され、5段階評価を行いますが、今後は、各職員の目標を年度末に評価・振り返りを行い、園としての職員一人ひとりの育成に向けた取り組みに期待いたします。

【18】 II-2-(3)-②
職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

a

<コメント>

●園が目指す保育を実施するために、「期待する職員像」が明文化されています。新入社員へは、法人開催の研修を2回実施し、「期待する職員像」を伝えています。現任職員は毎年策定された教育・研修計画に基づき、教育・キャリアアップ研修を実施しています。研修後は、研修レポートを作成し、園と法人に提出することで理解度の確認をしています。マジオたんぼぼ保育園グループでは、月2回OJTを実施し、先輩職員による若手職員への教育が定期的に行われ、資質向上に努めています。

【19】 II-2-(3)-③
職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

b

<コメント>

●施設長は、個別の職員の知識・技術水準・専門資格の取得状況等を把握し、職員一人ひとりが実際に必要な教育・研修に参加できるよう配慮しています。当園と法人系列園の「マジオたんぼぼ保育園百合ヶ丘ルーム」では、OJTを相互実施しています。教育・研修が特定の職員に偏らないように工夫し、現在はキャリアアップ研修への参加を推進しています。今後、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修に一層取り組んでいかれることを期待いたします。

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<コメント> ●実習生等の受け入れマニュアル（法人作成）を備え、実習生の受け入れ態勢を整えています。これまで、実習生の受け入れ実績はありません。「実習生指導のための研修」を含め、実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制の整備及び、これからの課題として期待いたします。	

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		a
<コメント> ●園の情報については、ホームページ等の活用により、園の理念や基本方針・保育目標、保育の内容等が適切に公開されています。また、川崎市高津区の保育園紹介に掲載しています。予算・決算については株式会社であり、公開していません。重要事項説明書に苦情受付体制、保育内容等について明記し、入園説明会等で運営内容を含め説明を行っています。また、第三者評価の結果は、福祉サービス第三者評価推進機構、WAMNET及び、評価機関のホームページに情報を公開し、運営の透明性を図ります。		
【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		b
<コメント> ●公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取り組みについて、福祉サービスを提供する主体として保育園の事務・経理等に関するルール、職務分掌、権限・責任等について明確にしています。園の事務・経理・取引等については、法人保育事業部運営管理課が内部監査を実施し、定期的に確認すると共に職員会議で職員に報告しています。財務においては外部税理士等、専門家から監査支援等を受け、そのアドバイスにより経営改善を実施しています。経理・財務の監査結果について、園に関係する場合はその情報を来年度から職員に報告していく予定にしています。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。		b
<コメント> ●地域との関わり方についての基本的な考えは、全体計画に明記しています。活用できる社会資源や地域の情報は、地域交流センターから情報を収集し、園だより等で保護者に情報提供しています。園の情報は、地域交流センターに冊子を設置し、地域の人々と子どもとの交流では、新型コロナウイルス禍（以下、コロナ禍）以前は「YMCAたかつ保育園」に出かけて交流を図っており、落ち着けばさらに地域の子育て家庭、子どもたちとの多様な交流が期待されます。		
【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。		b
<コメント> ●ボランティア受入れに関する基本姿勢、及び、地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化しています。ボランティア受入れについては、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアル（法人作成）を整備しています。これまでボランティア受け入れの実績はありませんが、地域社会と保育園をつなぐ柱の一つとして考えています。今後、ボランティア受け入れの取り組みに期待いたします。		

(2) 関係機関との連携が確保されている。	
【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント> ●関係機関・団体についてはリストを整備し、高津区地域みまもり支援センター、児童相談所、保健所、消防署、警察、病院等を一覧表にし、職員会議で情報の共有化を図っています。家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応、要保護児童の受け入れの依頼等は高津区と情報を共有し、連携を行っています。また、児童相談所等、関係機関との連携も図られています。	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<コメント> ●地域の福祉ニーズや生活課題等は、川崎市子ども未来局、高津区役所等との情報交換を通じて、把握しています。当園では、地域の七夕行事に短冊を展示したり、他園の運動会に参加する等、交流を図りながら福祉ニーズの把握に努めています。今後は、さらなる地域の福祉ニーズ等の把握に努めることを期待いたします。	
【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<コメント> ●企業理念に、「人々の心と暮らしを豊かにするために企業活動を通じて社会的価値を創造することで社会に貢献し世界を変える」と謳い、重要事項説明書にも「家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、地域の子育て家庭に対する支援等を行います」と明記し、地域資源としての園の立場を意識して、できること・やるべきことを行っています。園では今後、戸外活動で活用する公園等の掃除を計画しています。さらに、地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする方々、住民の安全・安心のための備え・支援の取り組みとして、園が一時避難場所の提供、備品、備蓄品の提供、防災グッズの提供等を行えることを発信しているかと良いと思います。	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
【28】 III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	
<コメント> ●保育理念に基づき、子どもを中心に置いた保育を実施し、掲示及び職員会議で繰り返し確認することで、共通理解を持ち、職員一人ひとりが子どもの気持ちを受容し、温かく穏やかな保育を行っています。基本的人権については、入職時、採用時研修等で児童憲章、川崎市子どもの権利条例を学んでいます。職員は、性差への先入観による固定的観念を植え付けるような言葉がけに留意し、子どもの手に取るもの・好みを大切に配慮しています。		
【29】 III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a	
<コメント> ●プライバシー保護等の子どもの権利擁護に関する姿勢・責務等を明記した規程（法人作成）・マニュアル等を整備しています。子どもの着替えやオムツ換え、水遊びの着替え時の際には、衝立等で隠す等、配慮しています。一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境の提供に努め、子どものプライバシーを守るよう工夫を行っています。個人情報の取り扱いについては入園のしおりに記載し、個人情報使用同意書で双方が確認しています。園のホームページ等に掲載する写真については、入園前に保護者の同意を得た方のみ対象に掲載しています。		

(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

【30】 Ⅲ-1-(2)-①
利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

<コメント>

●利用希望者に対して、保育園を選択するために必要な情報はホームページに掲載し、理念や基本方針・保育の内容等を紹介しています。理念等に加え、保育目標・保護者に説明すべき事項を記載した入園のしおりや重要事項説明書で、保育園選択に必要な情報を提供しています。園のパンフレットは、川崎市高津区役所に置いています。園児学童に対しては、園長がパンフレット・重要事項説明書等を活用して丁寧に説明しています。パンフレットの内容は、適時見直し、法人が対応しています。

【31】 Ⅲ-1-(2)-②
保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。

a

<コメント>

●保育の開始時については、重要事項説明書を基に、理念や保育方針、保育に関する必要な情報提供を行い、利用にあたっての留意事項・緊急時の対応等、保護者にわかりやすく説明しています。併せて個人情報使用同意書の提出も依頼しています。保育内容に変更が生じた際は、保護者に説明を行い、同意を得てから行うようにしています。配慮が必要な保護者への説明については、個別対応で説明しています。

【32】 Ⅲ-1-(2)-③
保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

<コメント>

●個人の記録は常にまとめてあり、引き継ぎをいつでもできる体制を整えています。川崎市内・高津区内の変更については、行政の指示に従い、保育の継続性に配慮しています。川崎市以外への変更については、文章での引き継ぎは行っていません。発達障害等の子どもについては、転園先から要望があった場合は、保護者の同意を得た上で情報を提供しています。今後は、保育の継続性に配慮した手順と引き継ぎ文書の作成を期待いたします。

(3) 利用者満足の上昇に努めている。

【33】 Ⅲ-1-(3)-①
利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

<コメント>

●保護者とは良好な関係が構築され、連絡も密にしています。1日の子どもの様子は連絡帳にしっかり記入し、保護者に伝えていきます。また、降園時には、施設長を含む職員が口頭でその日の様子を伝えていきます。定期的に個人面談・保育参観を行い、その他、行事後のアンケート実施を行い、保護者の意見や要望を聞く機会を設け、職員間で共有し、振り返りを行うようにしています。第三者評価アンケートの保護者総合満足度では、満足67%、概ね満足33%にて、合わせて100%の満足を得ています。意見にも、子どもにとって職員が第二の母のような存在である等、園、職員に対して満足している声が多く上がっており、何より「手ぶら保育」、ICT化に関しての高い評価も得ています。

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

【34】 Ⅲ-1-(4)-①
苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

【判断した理由・特記事項等】

●苦情対応マニュアルを整備し、マニュアルに基づいて保育園・法人保育事業部運営管理課・第三者委員で連携を図って対応しています。苦情解決の体制（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員）を整え、苦情解決の仕組みを確立しています。苦情対応の概要として、責任者・担当者・第三者委員の氏名を記載した内容を重要事項説明書で明記し、保護者等に周知しています。また、園内に掲示し、保護者がいつでも連絡できる体制にしています。園で発生した事故・ケガについては、「事故発生記録票」・「怪我記録表」に記録を残しています。保護者からの意見は、記録に残し、保育の質の向上に関わる取り組みに努めています。園では、施設長をはじめ、保育士と気軽に話すことができる雰囲気があり、登降園の際は保護者と丁寧に話し、信頼関係が構築されています。

【35】 Ⅲ-1-(4)-②
保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。

a

<コメント>

●相談や意見が述べられることを重要事項説明書に明記し、また、職員の誰もが対応できることを入園説明会時に伝えています。また、園内に相談等の仕組みを掲示し、「御意見箱」も設置しています。保護者からの相談の際は、園舎2階の別室にて対応し、プライベートにも配慮しています。保護者の相談・意見に関する複数の方法については、対面の他にICTの連絡帳や、リモート面談等、実施できる複数の方法も検討されると良いと思います。

【36】 Ⅲ-1-(4)-③
保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

a

<コメント>

●日々の保育の提供において、日頃から保護者が相談しやすく意見を述べやすいよう配慮しています。「御意見箱」の設置、行事後の保護者アンケートの実施、送迎時のコミュニケーション等、保護者の意見を日頃から把握するようにしています。苦情対応マニュアルにて相談や意見を受けた際の対応に努め、職員間で情報共有を図り、改善に努めています。保護者からの相談・意見は職員間で共有し、保育の質の向上に生かすよう心がけています。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

【37】 Ⅲ-1-(5)-①
安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

b

<コメント>

●事故対応マニュアルを備え、事故発生時の対応方法を明確化し、職員、保護者にも周知しています。毎月のグループ園長会議で、事故の事例や改善策が話し合われ、安心・安全な福祉サービスの提供を目的とする体制を構築しています。職員は、安全確保・事故防止に関する外部研修を受講し、研修受講後は、職員ミーティングで知識・技術を共有しています。保育ICTシステムには、ヒヤリハット、事故報告書に該当する機能が搭載されており、来年度から利用していく予定です。今後は、定期的な職員ミーティングの中で、過去事例の読み合わせを行い、再発防止に努められることを期待いたします。また、法人内にリスクマネジメントに関する委員会を設置され、グループ各園にリスクマネジメント責任者を置き、法人全体で各園の事故防止体制を構築していかれることが期待されます。

【38】 Ⅲ-1-(5)-②
感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

<コメント>

●マニュアルに基づき、感染症対策の責任者は施設長とし、保育中に子どもが発熱した場合は職員が施設長に報告し、対応しています。施設長は、30分ごとの検温を行い、必要に応じて保護者への連絡等を職員に指示する等、体制を敷いています。感染症予防と発生時対応マニュアルは法人で見直しを図り、都度、職員へ周知し、共通理解を図っています。保育室内は次亜塩素酸空間除菌脱臭機・サーモカメラを設置し、アルコールでの手指消毒、ペーパータオルの使用、テーブルは消毒用ティッシュで清潔に保ち、感染症予防に努めています。また、調理師専用のトイレも設備しています。保護者への感染症の情報提供は適宜行い、感染症が園内で発生した場合は掲示し、随時保護者に伝えています。

【39】 Ⅲ-1-(5)-③
災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。

a

<コメント>

●災害時の対応体制、組織図、避難場所については事務室内に掲示し、職員がいつでも確認できるようにしています。毎月、地震や火災を想定した避難訓練を実施し、消防署が実施する放水訓練、警察が実施する不審者対応訓練等も実施し、災害時における子どもの安全確保に努めています。災害時には保育管理システムにより保護者に災害伝言サービス、保育ICTシステムで連絡できるようにし、保護者の協力を得て訓練を行う機会も設けています。緊急時に備え、非常食や備品類、水を確保し、備品リストを作成し、アレルギー児に影響がない食料も備えています。備品類は定期的に確認しています。

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
<コメント>	
●標準的な実施方法が記載された「保育の流れ詳細マニュアル」の他に各種マニュアルを備え、全職員に配付しています。標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシー保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されています。標準的な実施方法について、入社時に「新入社員マニュアル」を配付しています。また、入職時のOJTにおいて指導し、周知しています。各マニュアルは、いつでも閲覧できるところに設置し、確認しています。マニュアルが改訂された場合は、職員ミーティング等で周知しています。保育計画は、子ども一人ひとりに計画され、標準的な実施方法により保育実践が画一的になっていません。	
【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<コメント>	
●マニュアル類の見直しについては、法人と園で実施するマニュアル類が分けられています。1年間の実施を踏まえ、年度末に見直しが必要か否かを確認することを原則としています。指導計画については日案、週案、月次計画、年間計画と順次、評価・反省事項を基に計画の見直しにつなげています。また、状況に応じて都度、見直しを行うこともあります。保護者や職員の疑問・要望・意見は、法人に提起して改善されて標準的な実施方法に反映される仕組みがありますが、子どもが必要とする保育内容の変化や新たな知識・技術等の導入で見直しが必要であり、法人、グループ園間で情報共有を図り、標準的な実施方法の見直し、仕組みについて検討が望まれます。	
(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	
【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
<コメント>	
●アセスメント手法は、個人記録である児童票（川崎市様式）と、個人別指導計画の月案・週案に沿って実施しています。日常の保育を通して子どもたちの様子を把握し、保育の指導計画は全体的な計画に沿って策定し、保護者については、行事後実施するアンケート等でニーズを抽出し、指導計画に反映させるようにしています。保育実践の振り返りは日案、週案で行い、年間指導計画に記録しています。年間指導計画は年4回、評価及び反省を行い、振り返りを実施しています。	
【43】 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<コメント>	
●指導計画の見直しは、日案、週案、月案で行い、年間指導計画に記録しています。見直しによって変更した指導計画の内容は、職員ミーティングで周知しています。指導計画の振り返りで課題があれば、次期の計画に反映させています。また、個別計画で、子どもの心身の状況や生活状況等に変化があった場合や、必要が生じた場合は、随時、計画の見直しを行っています。見直しに関しては、担任と園長だけでなく、他の職員の意見も取り入れて実施しています。	
(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	
【44】 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<コメント>	
●子どもの発達状況や生活状況等は、発達記録に記録し、保育ICTシステムにも記載され、パソコン内で情報の共有が図れる仕組みになっています。記録内容は、園長がチェックを行い、書き方に差異が生じないように指導し、記録は書庫に格納しています。保育ICTシステムは、保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が瞬時、系列的に職員間で共有される仕組みになっています。	

【45】 Ⅲ-2-(3)-②
子どもに関する記録の管理体制が確立している。

b

<コメント>

●子どもの記録類については法定保管年数が定められており、基本的には法定年数を遵守することにしてはいます。個人情報に関しては個人情報保護管理規程に定められています。保護者には、不適切な利用、漏洩がないことを入園前説明会において重要事項説明書で説明し、個人情報使用同意書を保護者と交わしています。記録管理の責任者は施設長とし、記録の管理方法についてはマニュアルに定められ、個人情報保護管理規程の下、鍵のかかる書庫で管理及び保管を行い、その取扱いについては職員ミーティング等で研修を実施する等、周知徹底が望まれます。また個人情報保護に関する研修・教育等も期待いたします。

第三者評価結果

事業所名：マジオたんぼ保育園溝のロルム

A-1 保育内容

A-1- (1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>●全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針等の精神に沿い、子どもの最善の利益を実現できる趣旨で編成しています。全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や地域の実態等を考慮して編成し、目標や計画を立てて作成しています。法人が定めている全体的な計画の様式は5領域別内容になっていますが、施設長は、0歳児については3領域で計画を行い、子どもの発達過程を考慮した計画を策定しています。全体的な計画は、年1回振り返りを行い、次年度の計画に反映しています。</p>	
A-1- (2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>●保育室の環境については、「保育の流れ詳細マニュアル」を基に、温・湿度を常に適切な状態に保持し、適宜自然換気を行っています。保育室は、採光を取り入れ、明るく、静かな環境を確保しています。音に関する環境については、音楽や子どもの声等、近隣に配慮し、低年齢児の保育であり、職員が声を大きく出すこともありません。環境作りでは、昨年まで1つの大きな遊具入れに片付けていたものを、マグネットが付いた蓋式の入れ物に玩具を小分けにし、子どもが遊びたい玩具を自主的に選べるよう工夫しています。また、0歳児は月齢差を考慮し、サークルで分けることにより一人ひとりが寛げる場所を確保し、心地良く過ごせるよう配慮しています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>●子どものあるがままの姿を受け止め、一人ひとりの発達と発達過程や家庭環境等から生じる個人差を把握し、子ども一人ひとりを尊重した保育を行っています。保育方針に基づいた保育を実践し、子ども一人ひとりの気持ち、子どもの意志を十分に尊重し、自分でやろうとする気持ちを大切に、時間がかかったとしても急かさずに見守り、気持ちに寄り添いながら穏やかに援助しています。また、急かす言葉や制止させる言葉を不必要に使わないよう、子どもの気持ちを大切に保育実践に努めています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>●少人数保育を生かした、子ども一人ひとりに寄り添い、子どもたちのことを第一に考えた保育を実践しています。子どもが自分でやろうとする気持ちを育み、子どもたちが健康で安全な、生活に必要な生活習慣を身につけることができるよう取り組んでいます。子どもたちが自分ができることが増えるよう、職員間で発達の理解、情報の共有を心がけています。個々の成長に応じた活動内容や援助を行い、トイレへの誘導は、子どもの状態に合わせて声かけを行っています。</p>	

<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
---	---

<コメント>

●子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境の整備に努めています。園庭を有していないので、体を動かすことができるよう公園や様々なコースの散歩に行く時間を確保しています。散歩時は四季折々の自然と触れ、地域の方と挨拶を交わして交流を図り、交通ルールを学ぶ等の経験もできています。保育活動の中では、英語遊びや、週2回の音楽広場で楽器に触れる等、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開し、様々な表現活動を体験しています。

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

●小規模の良さを生かし、子ども一人ひとりの生活リズムを大切にしつつ、家庭との密な連携を重視して保育を行っています。0歳児の体力・睡眠・活動への配慮として、家庭で過ごしているのと同様に、長時間過ごすことに適した生活環境と遊びを工夫しています。園では、0歳児の子どもは月齢が離れていることを考慮し、担任の他、サブの職員が補助に入り、ゆったりとした空間で愛着関係を密に築いています。少人数の特性を活かし、子ども一人ひとりの活動を保証し、安心できる環境の中で、遊び・食事・休息を通じて集団生活を過ごしています。家庭との連携は、保育ICTシステムでの情報共有のみならず、登降園時に丁寧に保護者と連携を図り、保護者から厚い信頼を得ています。離乳食に関しては、「食材摂取確認表(離乳食期用)」にてアレルギー症状の有無を確認し、家庭での状況を聞き、園の離乳食に生かしています。

<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

●養護と教育の一体的な展開の基礎を作る時期と捉え、一人ひとりの子どもの状況に応じて、子どもが自分の力で取り組もうとする気持ちを尊重しています。職員は子どもに寄り添い、一人ひとりの活動から集団の活動へ移行する中で、自ら意欲的に様々な活動に取り組めるよう援助しています。散歩時には落葉やどんぐりを拾う等、探索活動を行い、健やかな心と体を育てています。そして、生活習慣の自立、言葉の理解等の学びを支援しています。保育室はワンフロアなため、全職員が各クラスの子どもたちに目が届き、職員間で協力し合っています。16時以降は異年齢保育を行い、他の年齢の子どもとの関わりを持ち、事故防止、安全確保に努めています。

<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	c
--	---

<コメント>

●小規模保育事業所であるため、評価対象外です。

<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
---	---

<コメント>

●保育園内は出入口とトイレに段差があり、障害特性により配慮が必要です。障害のある子どもを受け入れる体制がありますが現在、障害のある子どもは在籍していません。配慮が必要と思われる子どもについて、保護者の子育ての不安を取り除けるような声かけを行い、家庭と連携しながら対応するよう配慮しています。職員はキャリアアップ研修を受講し、必要な知識や情報を得、受講後は、報告書を作成し、職員ミーティング等で共有しています。必要に応じて高津区地域みまもり支援センター、中央療育センターから助言・相談ができる体制の整備が期待されます。

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>●1日の生活を見通し、その連続性に配慮した子ども主体の計画性を持って取り組んでいます。0歳児と、1歳及び2歳児のクラスは柵等で仕切っていますが、異年齢児がいつでも一緒に過ごせるよう、室内の配置を変えることができるようになっています。子どもの状況は常に職員間で情報を共有し、保育ICTシステムで保護者と職員が連携を図れる体制を整えています。クラス担任のみならず、他の職員とも十分に協力関係にあり、お迎え時は子どもの状況を保護者へ伝えられるよう、職員間で引き継ぎが適切に行われています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>c</p>
<p><コメント></p>	
<p>●小規模保育事業所であるため、評価対象外です。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>●子どもの健康管理に関しては、「保育の流れ詳細マニュアル」に沿って一人ひとりの子どもの健康管理を適切に行っています。また、年間保健計画を作成し、日々の健康管理に生かし、既往症や予防接種の状況等は所定の様式及び保育ICTシステムに記録し、全職員で共有化を図っています。入園時には必ず保護者にSIDSの説明を行い、午睡チェックでは5分ごとのブレスチェックを行っています。来期から保育ICTシステムにも記録する予定です。子どもの体調悪化・ケガ等については、その日の内に保護者に伝えると共に事後確認に努めています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>●健康診断は年3回、歯科健診は年1回実施しています。健診結果は、川崎市仕様の「健康記録表」に記録し、保護者に知らせ、職員間で共有しています。治療の必要な子どもの保護者に対しては、かかりつけ医の受診を薦め、結果を聞き、職員間で情報を共有しています。歯磨きは、コロナ禍のため現在実施していませんが食後は口をすすぐようにしています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント></p>	
<p>●安全かつ適切に保育を提供するために、川崎市の「食物アレルギー緊急対応マニュアル」に沿い、アレルギー疾患のある子どもに対して、子どもの状況に応じた適切な対応を行っています。アレルギー対応として専用のテーブル、名札、トレイ・食器を別にして誤食がないよう十分に配慮しています。職員は、アレルギー疾患・慢性疾患等の研修に参加し、必要な知識・技術を習得しています。入園前に保護者から情報を得、連携を密に図り、園生活に配慮するようになっています。保護者に対しては、4月に1回申請書（検査結果のコピー添付）の提出を受け、医師からの指示に沿って適切な対応を行っています。現在は、半年に1回の申請変更になっており、「入園のしおり」を訂正する予定です。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント> ●年齢別の食育指導計画を作成し、発達に合わせた調理方法に配慮しています。食事を楽しむことができるよう、調理のお手伝いとしてトウモロコシの皮むきや、根野菜の型抜き等を行い、食の関心を深める工夫に取り組んでいます。食器は、陶磁器を採用し、年齢に応じた食具を様々に揃えています。食事の量は、規定に基づくもその日の子どもの体調に応じて対応しています。	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> ●子どもの成長に合わせた食事の提供をしています。食材提供者から提供された献立と食材を自園調理しています。昼給食・おやつ提供を行い、季節や行事に合わせた献立も取り入れ、子どもたちが楽しめるような食事を提供しています。調理師は毎日、子どもたちの食の進み方を職員から確認し、残食を記録しています。調理室は、毎日就業終了前に消毒及び自主点検簿で衛生管理を適切に行い、安心・安全な食事を提供しています。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> ●毎日、家庭との密な連携を心がけ、保育ICTシステムの利用や、送迎時の声かけにより情報交換を行っています。保育のねらいや保育内容については、保護者の理解を得る機会（個別面談）を設け、内容は必要に応じて記録し、保育に生かしています。しかし、今年度は新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため多くの行事等が中止になり、園のホームページやブログで園・子どもの様子が分かるよう発信に努めています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> ●保護者と密に連絡を取り合い、送迎時には保護者とコミュニケーションを図り、信頼関係を築き、相談・支援が行える体制を整えています。家庭との情報共有・連携は、保育ICTシステムを活用して実現しています。保護者の思いや意向・要望・不安や悩み等の相談に対して、全職員が対応できる体制を構築し、園長・職員間で報告・連絡を行い、小規模保育園の特徴を生かして丁寧に対応しています。相談内容は記録に残しています。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<コメント> ●虐待等権利侵害の兆候を見逃さないよう心がけ、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況の把握に努めています。毎日必ず着替えを行い、身体をチェックを行っています。虐待防止のマニュアルを備え、職員によって判断が異なることがないように仕組みを整えています。少しでも疑いのある場合は、関係機関と速やかに連携する準備ができています。今後、マニュアル等を整備し、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動等を始め、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取り組みを行っていかれることを期待いたします。	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント> ●保育士等が記録や職員間の話し合い等を通じて、保育の質の向上に向けた自らの保育実践の振り返り（自己評価）を行っています。年2回の自己評価を実施し、職員が主体的に保育実践の振り返りを行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めています。保育の質の向上に向けて、年間計画において年4回の「評価反省」を施設長がチェックを行い、週案では毎週、自己反省をして翌週の保育に反映させる等、保育実践の改善に努めています。全職員で互いにさらなるスキルアップを図り、専門性の向上に努めていかれることを期待いたしております。</p>	